

会社法第 782 条第 1 項に定める事前備置書類
(吸収分割に係る事前開示事項)

2020 年 2 月 28 日

東京都港区新橋六丁目 1 番 11 号
株式会社ユニカフェ
代表取締役 岩田 斉

株式会社ユニカフェ(以下、「当社」といいます。)は、株式会社ユニカフェ・カプセル事業分割準備会社(以下、「ユニカフェ・カプセル」といいます。)との間で、2020 年 4 月 1 日を効力発生日として、吸収分割(以下、「本件吸収分割」といいます。)をいたします。

本件吸収分割に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める事前開示事項は、次のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容(会社法第 782 条第 1 項)

別紙 1 のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項(会社法施行規則第 183 条第 1 号)

(1) 本件吸収分割の対価

本件吸収分割に際して、ユニカフェ・カプセルは、当社に対して、本件吸収分割により承継する権利義務に代わり、ユニカフェ・カプセルの普通株式 300 株を交付することとしました。本件吸収分割に際して交付される株式の数については、承継対象となる資産及び負債について考慮した上で、当社とユニカフェ・カプセルとの間で行った協議により決定したものであり、相当であると判断しております。

(2) 資本金及び準備金の額に関する事項

本件吸収分割により増加するユニカフェ・カプセルの資本金及び準備金の額は以下のとおりであり、これは、ユニカフェ・カプセルの機動的かつ柔軟な資本政策を実現することを目的として、ユニカフェ・カプセルの今後の事業活動等を考慮した上で会社計算規則に基づき決定したものであり、相当であると判断しております。

① 資本金	金 49,000,000 円
② 資本準備金	金 0 円
③ その他資本剰余金	会社計算規則第 37 条第 1 項に定める株主資本等変動額から①の資本金の増加額及び②の資本準備金の増加額を控除した額
④ 利益準備金	0 円

3. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項(会社法施行規則第 183 条第 4 号)

(1) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

別紙2のとおりです。

(2) 吸収分割承継会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

4. 吸収分割会社において、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第 183 条第 5 号イ)

当社は、三菱商事株式会社との間で、2018 年 11 月 9 日付で株式譲渡契約を締結し、当該株式譲渡契約に基づき、2019 年 1 月 7 日に、株式会社アートコーヒーの普通株式 10,000 株を取得いたしました。また、当社は、三菱商事株式会社との間で、2018 年 11 月 9 日付で株式引受契約を締結し、当該株式引受契約に基づき、2019 年 1 月 7 日に、三菱商事株式会社に対して、第三者割当の方法により、当社の普通株式 1,318,100 株(1 株につき金 1,138 円)を発行し、これにより当社の資本金は 749,998,900 円増加いたしました。加えて、当社は、2019 年 1 月 7 日付で、自らが保有する普通株式 1,318,100 株を自己株式消却いたしました。

当社は、ユーシーシー上島珈琲株式会社との間で、2018 年 11 月 9 日付で吸収

分割契約を締結し、当該吸収分割契約に基づき、2019年1月4日を効力発生日として、当社を吸収分割承継会社、ユーシーシー上島珈琲株式会社を吸収分割株式会社として、ユーシーシー上島珈琲株式会社が Keurig Dr Pepper Inc. 又はその関連会社が有する知的財産を使用して、自ら又はその子会社であるキューリグ・エフイー株式会社を通じて実施している一杯抽出事業に関して有する権利義務の一部を当社に承継させる吸収分割を行いました。

当社は、キューリグ・エフイー株式会社との間で、2018年11月9日付で事業譲渡契約を締結し、当該事業譲渡契約に基づき、2019年1月4日を効力発生日として、キューリグ・エフイー株式会社が Keurig Dr Pepper Inc. 又はその関連会社が有する知的財産を使用して、自ら又はその親会社であるユーシーシー上島珈琲株式会社を通じて実施している一杯抽出事業を当社に譲渡させる事業譲渡を行いました。

当社は、ユニカフェ・カプセルの株式について、ユーシーシーホールディングス株式会社との間で、2020年4月1日又は両当事者が別途合意する日に、当社が保有するユニカフェ・カプセルの普通株式のうち、196株を譲渡価格金177,870,000円(1株あたり、金907,500円)にてユーシーシーホールディングス株式会社に譲渡することを内容とする2020年1月31日付株式譲渡契約及び2020年2月28日付株式譲渡契約変更に関する覚書を締結しております。

5. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割株式会社及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第183条第6号)

(1) 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割株式会社の債務の履行の見込みに関する事項

当社の最終事業年度の末日(2018年12月31日現在)の貸借対照表における資産の額は9,843,339千円、負債の額は3,100,783千円、純資産の額は6,742,556千円であり、資産の額が負債の額を上回っております。

また、当社において、同日から本件吸収分割の効力発生時までに債務の履行に支障を及ぼすような大幅な減収、多額の損失の発生等は生じておらず、また、見込まれておりません。

さらに、本件吸収分割の効力発生後においても、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておらず、効力発生日以後の当社の資産の額も負債の額を上回ることが見込まれております。

以上より、本件吸収分割の効力発生日以後における当社の債務について、履

行の見込みがあると判断いたします。

(2) 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

ユニカフェ・カプセルの設立の日(2020年1月31日現在)の貸借対照表における資産の額は1,000,000円、負債の額は0円、純資産の額は1,000,000円であり、資産の額が負債の額を上回っております。

また、ユニカフェ・カプセルにおいて、同日から本件吸収分割の効力発生時までに債務の履行に支障を及ぼすような大幅な減収、多額の損失の発生等は生じておらず、また、見込まれておりません。

さらに、本件吸収分割の効力発生後においても、ユニカフェ・カプセルが負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておらず、効力発生日以後のユニカフェ・カプセルの資産の額も負債の額を上回る見込みが見込まれております。

以上より、本件吸収分割の効力発生日以後におけるユニカフェ・カプセルの債務について、履行の見込みがあると判断いたします。

以 上

(別紙 1)

吸収分割契約書

株式会社ユニカフェ（以下「甲」という。）と株式会社ユニカフェ・カプセル事業分割準備会社（以下「乙」という。）は、甲が第1条に定める事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （吸収分割）

甲は、本件効力発生日（第5条において定義する。）をもって、会社法が規定する吸収分割の方法により、甲が Keurig Dr Pepper Inc.又はその関連会社が有する知的財産を使用して実施している一杯抽出事業のうちの販売事業（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務の一部を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条 （当事者の商号及び住所）

本件分割に係る吸収分割会社である甲と吸収分割承継会社である乙の商号及び住所は、次のとおりである。

- (1) 吸収分割会社（甲）
商号：株式会社ユニカフェ
住所：東京都港区新橋六丁目1番11号
- (2) 吸収分割承継会社（乙）
商号：株式会社ユニカフェ・カプセル事業分割準備会社
住所：東京都港区新橋六丁目1番11号

第3条 （承継する権利義務）

1. 本件分割に際し、乙が甲から承継する権利義務は、本件効力発生日における別添1「承継権利義務明細表」記載の資産、債務、契約その他の権利義務とする（以下「本件承継権利義務」という。）。なお、権利義務の移転につき関係官庁その他の関係者の許認可、承諾、同意等を要するものについては、当該許認可、承諾、同意等の取得を条件として、当該権利義務を移転承継する。
2. 甲から乙に対する債務の承継は、全て免責的債務引受けの方法による。
3. 本件分割に際し、本件承継権利義務に対して課税される公租公課については、本件効力発生日の前日までについては甲が、本件効力発生日以降（当日を含む。）については乙が、それぞれ日割りにて負担する。甲又は乙は、本項に基づき相手方当事者が負担する公租公課を支払った場合、相手方当事者に通知の上、速やかに精算するものとする。

第4条 （分割対価）

1. 乙は、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価として、本件分割に際し発行する普通株式300株を甲に対して交付する（以下「本件分割対価」という。）。
▲
2. 前項の本件分割対価は、本件効力発生日における本件承継権利義務の状況にかかわらず、調整を行わないものとする。
3. 本件分割による乙の資本金及び準備金の増加額は、以下のとおりとする。
 - (1) 資本金の増加額： 49,000,000円
 - (2) 資本準備金の増加額： 0円
 - (3) 利益準備金の増加額： 0円
 - (4) その他資本剰余金の額： 会社計算規則第37条第1項に定める株主資本等変動額か

ら第1号の資本金の増加額及び第2号の資本準備金の増加額を控除した額

第5条 (会社分割の効力発生日)

本件分割がその効力を生ずる日(以下「本件効力発生日」という。)は、2020年4月1日とする。但し、本件分割の手續の進行に応じて必要がある場合、甲及び乙は、協議の上、合意により本件効力発生日を変更することができる。

第6条 (株主総会による承認等)

1. 甲は、会社法第784条第2項の定めに従い、同法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本件分割を行う。
2. 乙は、本件効力発生日の前日までに、乙の株主総会の決議によって、本契約の承認を受ける。

第7条 (競業避止義務)

甲は、本件効力発生日後においても、本件事業について競業避止義務を負わない。

第8条 (善管注意義務)

甲は、本契約締結後本件効力発生日に至るまでの間、本件事業について善良な管理者の注意をもって管理運営を行うものとし、本件事業に重大な影響を及ぼすおそれのある事項については、あらかじめ乙と協議する。

第9条 (表明及び保証)

1. 甲は、本契約締結日及び効力発生日において、乙に対して、別添2に掲げる事項がいずれも真実かつ正確であることを表明し、保証する。
2. 乙は、本契約締結日及び効力発生日において、甲に対して、別添3に掲げる事項がいずれも真実かつ正確であることを表明し、保証する。
3. 甲及び乙は、第1項又は第2項に定める自らの表明及び保証が真実に反し、又は不正確であることが判明した場合には、直ちに相手方当事者に対してその旨通知するものとし、自らの表明保証違反又は当該通知義務違反により相手方当事者に直接かつ現実に生じた通常の損害及び合理的な弁護士費用の一切を賠償又は補償するものとする。
4. 前項に基づく賠償責任は、損害を被った当事者が本件効力発生日後1年以内に、書面で相手方に請求した場合に限り生じるものとし、その賠償額は、本件分割対価を上限とする。
5. 前項の規定は、相手方の故意又は重大な過失に基づいて損害が生じた場合には、適用されないものとする。

第10条 (誓約)

1. 甲が販売対象の一部として本件事業の対象商品を販売している販売先について、乙が希望する場合には、甲は、乙が本件効力発生日において、本件事業について円滑な事業活動を行うことが可能となるよう、かかる販売先の顧客情報、コンタクトパーソン、帳合先等、本件事業の継続に合理的に必要となる各情報(以下「顧客情報」という。)を乙に共有するよう努めるものとする。
2. 甲が販売対象の一部として本件事業の対象商品を販売している販売先について、乙が新規取引を希望する場合には、甲は、かかる販売先の顧客情報を乙と共有するよう努め、及び、乙が当該販売先と、本件事業に関する新たな契約を締結できるよう努めるものとする。
3. 第1項及び前項に規定された甲の努力義務は、本件効力発生日以降も商業的に合理的な範囲で継続し、乙の要請に応じて必要な対応を行うものとする。

第11条 (秘密保持義務)

甲及び乙は、他の当事者が本契約に関連して開示した当該当事者に関する一切の情報（以下「秘密情報」という。）を、開示当事者の同意を得ることなく、本契約の目的以外に使用せず、かつ本契約の当事者以外の第三者（弁護士、公認会計士、税理士その他法律上の守秘義務を負う者を除く。）に対して開示してはならず、各当事者の取締役、監査役その他の従業員に対しても同様の義務を負わせる。ただし、次に掲げる情報についてはこの限りではない。

- (1) 相手方による開示の時点において既に公知となっていた情報
- (2) 相手方による開示の時点において既に所有していた情報
- (3) 相手方による開示の後、故意又は過失によらず公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得し又は開示を受けた情報

第12条 (公表)

甲及び乙は、本契約又はこれに基づく本件分割について、プレスリリースその他の公表を行う場合は、その時期、方法及び内容等について、両社にて協議して決定する。

第13条 (本契約の変更又は解除)

本契約の締結日から本件効力発生日までの間において、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議の上、合意により本件分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第14条 (準拠法及び管轄合意)

本契約は、日本法に準拠するものとし、日本法に従って解釈される。本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第15条 (本契約に定めのない事項)

本契約に定める事項の他、本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上定める。

本契約締結の証として、本書2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

2020年1月31日

(甲) 東京都港区新橋六丁目1番11号
株式会社ユニカフェ
代表取締役社長 岩田 斉



(乙) 東京都港区新橋六丁目1番11号
株式会社ユニカフェ・カプセル事業分割準備会社
代表取締役 新述 孝祐



承継権利義務明細表

乙は、本件事業に関して甲が本件効力発生日において有する、以下に定める資産、債務、契約その他の権利義務を承継する。但し、権利義務の移転につき関係官庁その他第三者の許認可又は承諾等を要するものは、当該許認可又は承諾等の取得を条件とする。なお、疑義を避けるために付言すると、乙は以下に明記された債務及び義務以外の債務及び義務は一切承継しない。

(1) 資産

甲が効力発生日において対象事業に関して有する別紙 1 記載の資産。

(2) 債務

甲が本件効力発生日において対象事業に関して有する別紙 1 記載の負債。

(3) 契約（雇用契約については下記(4)に記載のとおり）

甲が本件効力発生日において対象事業に関して締結している契約及びこれに基づく権利義務。但し、本件分割による契約の移転につき契約相手方の同意を要するとされているものについては、当該同意の取得を条件とする。

(4) 雇用契約

本件効力発生日において本件事業に従事する甲の従業員との労働契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務は本件分割によっては乙に承継されない。甲は本件分割の効力発生日において本件事業に従事する甲の従業員を、甲に在籍させたまま乙に出向させ、以降、乙において本件事業に従事させる。なお、甲の親会社、又はその子会社（以下「出向元」という。）から甲に出向している出向元の従業員について、甲は、出向元をして、新たに乙との間で出向契約を締結させる等の必要な手当を行い、乙において本件事業に従事させるよう最大限努力する。

(5) 許認可

甲が、効力発生日において対象事業に関して取得している一切の許可、認可、承認、登録、届出等のうち法令上乙において承継することができるもの。

以上

資産・負債の種類	取得の日	取得の形態	取得の価額
現金及び預金		○	現金（クロージング直後に必要な資金水準）50,000,000円
売掛金		○	対象事業に関する残高
商品及び製品		○	対象事業に帰属する残高（生産本部に帰属する残高を除く）
原材料及び貯蔵品		○	対象事業に帰属する残高（生産本部に帰属する残高を除く）
前払費用		○	対象事業に関する残高
流動資産			
工具、器具及び備品		○	対象事業に帰属する残高（生産本部に帰属する残高を除く）
有形固定資産			
ソフトウェア		○	対象事業に帰属する残高
無形固定資産			
出資金		○	全日本ユーシーシー事業共同組合に対する出資金のみ
投資その他の資産			
買掛金		○	対象事業に関する残高（生産本部に帰属する残高を除く）
未払金		○	対象事業に関する残高（生産本部に帰属する残高を除く）
預り金		○	対象事業に関する残高
その他	ポイント引当金	○	キューリグECサイトに係るポイント引当金残高
流動負債			
その他	長期預り金	○	OCSマネジメントからの長期預り金のみ
固定負債			

吸収分割契約書変更に関する覚書

株式会社ユニカフェ（以下「甲」という。）と株式会社ユニカフェ・カプセル事業分割準備会社（以下「乙」という。）は、甲と乙の間で締結した2020年1月31日付吸収分割契約書（以下「原契約」という。）に係る吸収分割について、以下のとおり吸収分割契約書変更に関する覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

第1条 （別紙1の変更）

甲及び乙は、原契約別紙1を本覚書添付のとおり変更する。

第2条 （原契約の効力）

本覚書に明示的に変更する旨の定めのない事項については、原契約の規定に従うものとする。

第3条 （準拠法及び管轄裁判所）

1. 本覚書は、日本法に準拠するものとし、これに従って解釈される。
2. 本覚書に基づく甲乙間の権利義務に関する訴訟は、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本覚書締結の証として、本覚書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

2020年2月28日

甲：東京都港区新橋六丁目1番11号
株式会社ユニカフェ
代表取締役社長 岩田 斉



乙：東京都港区新橋六丁目1番11号
株式会社ユニカフェ・カプセル事業分割準備会社
代表取締役 新述 孝祐



子会社の現状が向上の経路	取組方針	取組方針の達成状況	取組方針の取組内容
売掛金		○	対象事業に関する残高
商品及び製品		○	対象事業に帰属する残高（生産本部に帰属する残高を除く）
原材料及び貯蔵品		○	対象事業に帰属する残高（生産本部に帰属する残高を除く）
前払費用		○	対象事業に関する残高
流動資産			
工具、器具及び備品		○	対象事業に帰属する残高（生産本部に帰属する残高を除く）
有形固定資産			
ソフトウェア		○	対象事業に帰属する残高
のれん		○	対象事業に帰属するものとして合理的に投分された残高（生産本部に帰属する残高を除く）
無形固定資産			
出資金		○	全日本ユーザー事業共同組合に対する出資金のみ
投資その他の資産			
買掛金		○	対象事業に関する残高（生産本部に帰属する残高を除く）
未払金		○	対象事業に関する残高（生産本部に帰属する残高を除く）
預り金		○	対象事業に関する残高
その他	ポイント引当金	○	キューリグECサイトに係るポイント引当金残高
流動負債			
その他	長期預り金	○	OCSマネジメントからの長期預り金のみ
固定負債			

貸借対照表
(2020年1月31日)

(単位：円)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,000,000
流動資産合計	1,000,000
固定資産	
固定資産合計	0
資産合計	1,000,000
<hr/>	
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	0
固定負債	
固定負債合計	0
負債合計	0
<hr/>	
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,000,000
資本剰余金	0
利益剰余金	0
株主資本合計	1,000,000
純資産合計	1,000,000
負債・純資産合計	1,000,000